

OKシードマーク 根拠資料ハンドブック

第1版



OKシードプロジェクト

目 次

1 OKシードマーク根拠資料はなぜ必要？	3
1-1 根拠資料の必要性について	3
1-2 すでにある資料も活用できます	3
1-3 現在のゲノム編集技術応用作物等の生産流通実態は？	4
2 OKシードマークの根拠資料となりうるものとは？	5
2-1 「合理的な根拠」となる根拠資料とは？	5
2-2 種苗 自園で採種した種苗にOKシードマークを貼付する場合の根拠資料は？	5
2-2-1 「種苗の品種名と履歴等の記録」の項目と資料（記録）等	6
2-2-2 自家採種を続けてきた種苗の場合は？	6
2-2-3 品種名がない・わからない場合は？	6
2-3 農産物（食品） 自園で栽培した農産物にOKシードマークを貼付する場合の根拠資料は？	7
2-4 食品 「OKシードマーク」の食品表示に係る根拠資料とは	10
2-4-1 種苗を起点に、生産から流通、販売までを分別して管理	10
2-4-2 「遺伝子組換えではない」が前提	11
2-4-3 一般に食品への「OKシードマーク」を貼付する場合に必要な根拠資料は？	12
参考資料	13
参考資料1 消費者庁の「ゲノム編集でない」という表示の考え方について	13
参考資料2 種苗等の品種名と履歴等の記録様式について	15

1 OKシードマーク根拠資料はなぜ必要？

1-1 根拠資料の必要性について

種苗・食品を購入する消費者(農家・農業関係者含む)にとって、「OKシードマーク」が付いていれば安心だと、信頼できるしっかりした表示となることが大切です。同マークには、「ゲノム編集でない」との文字記載が含まれていますが、これは、このマークの表示責任者(OKシードマーク使用登録者)がそれぞれの種苗・食品について、「これは、ゲノム編集技術を使った種苗(品種)ではありません」、「ゲノム編集技術を使った種苗(品種)による農産物ではありません」、「ゲノム編集技術を使った種苗(品種)による農産物を原材料にした食品ではありません」と公言していることであり、いわばそうした広告宣伝をしていることになります。当然のことながら、こうした表示は虚偽でないこと、優良・有利であると誤認を招かないことが求められます。

そして、この表示内容について、何か説明や根拠を求められれば、いつでも、適切な説明とその根拠(資料)を示さねばなりません。そうした質問は、消費者から、あるいは「OKシードマーク」についてもっとよく知りたいと思う人から寄せられるでしょう。

また、法的側面からは、食品表示法だけでなく、商品全般に関わる広い範囲の広告宣伝を取り締まる「景品表示法」(不当景品類及び不当表示防止法)の規制も受けることになります(所管は消費者庁)。

消費者庁は、「ゲノム編集でない」という表示を禁止していませんが、そうした表示を食品にする場合には、「合理的根拠」を示す根拠資料に基づき適正な情報提供をする必要があり、それに基づかない安易な表示をしてはならないと、「ゲノム編集技術応用食品に関する事項」『食品表示基準Q&A』の中で述べています。そのため、「OKシードマーク」の貼付・表示についても、この規定を踏まえたものになっています。(参照 参考資料1「消費者庁の食品表示「ゲノム編集でない」旨の表示の考え方」に、該当箇所を引用)

こうしたことから、「OKシードマーク」の信頼性をみんなで協力して高めるために、使用登録者はそれぞれが、責任をもって「OKシードマーク」貼付の合理的根拠を示す適切な根拠資料を必ず作成・保持することが必要です。各自がそうした根拠資料を作成・保持することが、この「OKシードマーク」の信頼性を高めることにつながります。

1-2 すでにある資料も活用できます

それでは、適切な根拠資料とは、どのようなものでしょうか。

次の節以降で、根拠資料の考え方、具体的にはどのような資料や書類が必要なのか、示していきます。

後述するように、根拠資料の基本となるのは、作物の品種名(商品名含む)です。農家の方はどの品種をどこに播種、栽培したかをご存じです。すでにそうした内容を記載した資料があれば、それら

を活用できます。たとえば、有機JAS認証用書類、特別栽培関係書類など。また、米・麦・大豆をはじめ特定の野菜・果樹等については、地方自治体や公的研究機関、農協等が種苗の供給、登録品種の許諾、生産物の出荷等に関係することが多く、それによる品種の証票・伝票等があれば、それらを根拠資料として使えます。

ここに示した様式は一つの例です。その通りである必要はなく、基本の要素を損なわないかたちで資料や記録が根拠資料として保持されていることが重要なのです。一見、手間がかかりむずかしそうにみえるかもしれませんが、一度つくれば、その後はあまり手間をかけずに継続して活用できるでしょう。

また、スマホのGPS機能と写真を使えば、記録写真を撮りためることにより、根拠資料をつくれる可能性があります。タネ、畑での播種、栽培過程、採種などを重点的に写真で記録をしておきましょう。特に在来種、地方種などは、その作物自体の記録写真も後々の貴重な資料になります。スマホに限らず、様式利用の根拠資料作成とともに、写真記録にもこころがけましょう。

1-3 現在のゲノム編集技術応用作物等の生産流通実態は？

ゲノム編集トマトの生産・流通

現在(2021年8月)、ゲノム編集技術応用作物の日本国内の生産流通実態は、2020年12月に厚生労働省に届け出のあったサナテックシード社の「GABA高蓄積トマト」で、「シシリアンルーージュ・ハイギャバ」(商品名。品種名シシリアン・ルーージュをゲノム編集技術により遺伝子操作)だけです。

同社とその販売会社であるパイオニアエコサイエンス社によると、一般的な販売はしていませんが、すでに2021年5月に2万本の苗を希望者5000人に無償配付したとのこと。家庭菜園やベランダ栽培などでこれらの苗が栽培され、また契約農家での栽培が開始されたものと見られます。そして、通常の商品としての販売は2021年9月15日から始まりました。

そしてまた、同社は、2021年9月契約栽培した農産物によるトマト加工品(粉末やピューレ)のネット予約販売を開始しています。

外国では、世界のトップを切って、2019年から米国でCalyxt社がゲノム編集技術を応用した「高オレイン酸大豆」を商品化しています。契約栽培された同品種の大豆を加工した食用大豆油が米国国内で業務用として販売され始めたという情報があります。米国FDA(食品医薬品庁)はこれを遺伝子組換え(組換えDNA技術)ではなくゲノム編集技術を使ったものであると認め、表示義務付けをしていません。遺伝子組換えではないNon-GMOかつ高オレイン酸であることだけを宣伝していることも報じられています(右写真参照)。



遺伝子組換え作物(組換えDNA技術応用)については、現在(2020年度)、国内で商業栽培されている食用、飼料作物はあ

Calyxt社のゲノム編集大豆油Calyxt Non-GMOと銘打って売られている
Non-GMO Reportより

りません(農林水産省)。日本種苗協会は、種苗について、「日本国内での商業栽培はなく、販売している種苗についても遺伝子組換え作物はありません」(同協会ウェブサイト「種と花に関するFQA」、2021年6月)と述べています。ただし、法制度的には、すでに国内での栽培が認められた遺伝子組換え品種は、トウモロコシ88、ダイズ23、セイヨウナタネ15などがあります(農林水産省、2021年8月)。

現在、日本に輸入されている遺伝子組換え農産物は、次の8種類です。

①大豆、②トウモロコシ、③ばれいしょ(ジャガイモ)、④セイヨウナタネ、⑤ワタ(綿実)、⑥アルファルファ(飼料用)、⑦てんサイ、⑧パパイア *大豆は、枝豆及び大豆もやしを含む。

そこで、現下のゲノム編集作物の生産流通実態を踏まえると、特にトマトについて、「ゲノム編集でない」という「OKシードマーク」を積極的に表示していく必要があります。

次に、「OKシードマーク」の根拠となる資料についてみていきましょう。

2 OKシードマークの根拠資料となりうるものとは？

2-1「合理的な根拠」となる根拠資料とは？

それでは、「OKシードマーク」の表示に際して保持しておくべき根拠資料とは、どのようなものでしょうか。①種苗への表示、②農産物(食品扱い)への表示、③加工食品一般への表示に分けて、みてみましょう。

なお、ここでは、①種苗では、主に有機農家など小規模生産者が種子(タネ)や苗(主に栄養繁殖の場合)を地域の朝市・マルシェなど直売所等で販売することを想定しています。また、②食品では、主に①に基づく「農産物」を産直・提携する消費者グループや生協向け、地域の朝市・マルシェなど直売所等での販売、流通ルートが複雑でない小売店での販売を想定しています。加工食品は、原材料の種類や加工の度合いにより多種多様です。ここでは基本的なことがらを記載するにとどめました。

2-2 種苗 自園で採種した種苗にOKシードマークを貼付する場合の根拠資料は？

種苗に、「ゲノム編集でない」と表示する際に根拠として基本的に必要なのは、「品種名」(商品名含む、以下同じ。)が明らかであり、ゲノム編集技術応用作物品種ではないことです。

品種名の根拠資料としては、種苗の元となる種苗(元種／もとだね)の品種名を示す資料、そしてその元となる種苗を栽培して採種し販売するまでの過程で、他の品種と混ざらないように栽培・保管管理されたことを示す資料です。

1つの作物の1品種につき、そうした根拠を示す資料(記録含む。後述)をつくり(整理保管を含む)、保持します。できれば／あるいは、それらの根拠資料が一元管理できるように、「種苗の品種名

と履歴一覧表」等もつくることを推奨します。別途、資料の様式例を示しますが、必ずしも書式はこの通りである必要はなく、同等の内容を含むものであれば十分です。

2-2-1「種苗の品種名と履歴等の記録」の項目と資料(記録)等

(タネを栽培し、そのタネを販売する場合)

①元種の品種名の記載がある包装(袋、ラベル等)の現物又は写し(コピー・写真等)、品種名の入った証票・伝票類、領収書類等。

②元種の来歴(入手先、入手経路等)を示す書類(証票・伝票類、記録等)の現物又は写し(コピー・写真等)、または来歴について記入した記録

③元種による栽培から採種までの栽培行程において、他の品種と混ざらないようにした方法(隔離方法)の記録

④播種年月日と採種年月日と栽培場所(圃場等)を示す書類(記録等)

⑤採種から販売時点までの調整・保管の行程、及び移動(流通、販売)過程において、他の品種と混ざらないようにした方法を含む管理に関する書類(記録等)

⑥その他、特記事項など。

2-2-2 自家採種を続けてきた種苗の場合は？

栽培する作物の中には、ずっと前から自家採種し続けてきた作目や代々伝えられてきた種苗、あるいはF1品種の採種をして固定化させた種子など、自家採種を続けてきた種苗があります。このような場合、品種名がなかったり、当初のF1品種名とは異なるものになっています。

これらはどのように記入したらよいでしょうか。

それには①品種名、②来歴の項目について、①については、在来種であることを記載、②の来歴については、在来種として伝えられてきた地域(地域名を記録)に伝えられてきた作目・品種であることを記録します。また、できれば、形質などの品種的な特徴も記載しておきます。

2-2-3 品種名がない・わからない場合は？

作目(種類)だけで、品種名がなかったり、わからない場合はどのように記入したらよいでしょうか。

これについては①品種名、②来歴について、①品種名は不明とし、②の来歴についての項目を詳しく記録します。

参考・種苗の表示制度について

なお、種苗の販売・譲渡の際には、種苗法第59条に基づく「指定種苗制度」により、次の表示義務があります。①表示をした種苗業者の氏名(法人は名称)及び住所 ② 種類及び品種(接木した苗木(果樹)は、穂木及び台木の種類と品種) ③生産地(国内産は都道府県名、外国産は国名) ④種子については、採種の年月(又は有効期限)及び発芽率 ⑤数量(重量、体積、本数、個数等) ⑥農薬の使用履歴(使用した農薬に含有する有効成分の種類及び使用回数)。そして2020年種苗法改定により、⑦登録品種である場合、その旨の表示、⑧栽培地の地域指定をしている場合、その旨の表示が加わっています。

指定種苗には、すべての食用作物が含まれます。(詳しくは、農林水産省ウェブサイト)。

図 種苗法にもとづく指定種苗制度による種苗に義務付けられた表示の項目(農林水産省パンフレットより当該部分を抜粋)

✓どのような事項を表示するのですか？

以下の1から6の事項について表示して下さい。

1. 表示をした種苗業者の氏名(法人は名称)及び住所
2. 種類及び品種(接木した苗木(果樹)は、穂木及び台木の種類と品種)
3. 生産地(国内産は都道府県名、外国産は国名)
4. 種子については、採種の年月(又は有効期限)及び発芽率
5. 数量(重量、体積、本数、個数等)
6. 農薬の使用履歴(使用した農薬に含有する有効成分の種類及び使用回数)



表示例(種子)

(種類) トマト (品種名) ○○号	
生産地	○○県
数量	○○ml
採種年月	20○○年○月
発芽率	○年○月現在 %
○○種苗株式会社	
○○県○○市○○町○○丁目○○	

(農薬使用に関する表示例)

例① ○○処理済 収支粉衣●回

例② ○○○○○○ ●回使用

例③ 使用した農薬

○○○・△△ 各●回

(農薬名□□)

このほか、稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆には、上記に加えて栽培適地や用途、早晩性、耐寒性などの形質を表示する必要があり、**稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆と35種類の野菜**には、生産や調整時に遵守すべき純度、発芽率などの品質基準があります。

指定種苗品種特徴表示基準(稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/pdf/4-5.pdf>

指定種苗の生産等に関する基準

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/pdf/4-6.pdf>

2-3 農産物(食品) 自園で栽培した農産物にOKシードマークを貼付する場合の根拠資料は？

食品に、「ゲノム編集でない」という表示をするには、原則として、(ゲノム編集ではない品種の)種苗を起点として、生産—製造—流通—販売までの全行程において、「他の品種と混ざらないように管理されたことが確認できる書類」を保持することが必要です。

自園(農園・農場等)で栽培した農産物にOKシードマークを貼付して出荷・販売する場合、これらの農産物は「食品」の扱いになりますが、生産から出荷・販売までを自園内で行うので、その行程は

単純です。つまり、自園地内で他の品種と混ざらないように栽培、保管等をしたことが確認できる書類(記録含む)を保持すればよいことになります。

最初に、農産物の元となる種苗の品種名を確認します。そしてそれがゲノム編集技術応用作物品種ではないことを確認します。もしも、自家採種を続けてきた種苗であれば、上述「種苗」の自家採種種苗の記録も行います。

次に、その種苗の播種・栽培・収穫、そして保管し出荷・販売するまでの過程において、他の品種と混ざらないように栽培・保管管理されたことを示す資料を整備し保持します。

根拠資料としては、次のようになります。

- ①元種の品種名の記載がある包装(袋、ラベル等)の現物又は写し(コピー・写真等)、品種名の入った証票・伝票類、領収書類等。

注1 自家採種のタネの場合 注2 米・麦類・大豆等の場合

- ②元種の来歴(入手先、入手経路等)を示す書類(伝票類、記録等)の現物又は写し(コピー・写真等)、または来歴について記入した記録

- ③元種による栽培から収穫までの栽培行程において、他の品種と混ざらないようにした方法(隔離方法)の記録

- ④播種年月日と収穫年月日と栽培場所(圃場等)を示す書類(記録等)

- ⑤④収穫から出荷・販売時点までの調整・保管の行程、及び移動(あれば)過程において、他の品種と混ざらないようにした方法を含む管理に関する書類(記録等)

- ⑥⑤その他、特記事項など。

→様式①

注1 自家採種のタネや品種名のないタネの場合 まず、元種についての「種苗の根拠資料」をつくりましょう。自園で自家採種した「種苗」にOKシードマークを貼付する要領で(様式①)、種苗の根拠資料をつくっておきます。それを使い、種苗とその農産物を一つの表にまとめることも可能です。(→様式④)

注2 米・麦類・大豆等の場合 旧主要農作物種子法の下で、都道府県や農協(JA)が品種の元となる原々種・原種を保持・増殖して農家に品種証明書(証票)の付いた種もみや種子が供給されてきました。このしくみを踏襲した種子条例や要綱ができている地方自治体もあります。公的研究機関から購入した場合にも、品種証明書類や伝票への品種名記載があります。このような品種名が記載された証票・伝票類を根拠資料として活用できます。

「タネの履歴記録」を付けましょう

上述のように、「ゲノム編集でない」種苗であることを示す根拠資料では、品種名が明らかであること、そのため種苗の来歴(入手先・入手経路等)が明確であり、さらにその種苗を「誰が」「どこで」「いつ」「どのように」栽培から販売までの過程で他の品種と混ざらないように管理したかを示す資料が必要です。

そのためには、記録を付けることが有効です。様式①の「種苗・農産物の品種名と履歴等 記録票」の書き方、及び様式例を参考にして付けてみましょう。なお、この様式は一例です。自分で記録しやすい様式や整理方法を工夫して実践してみましょう。

地域に伝わる在来種をだいにしましょう

各地に昔からつくられてきた地域固有の在来種や地方種があります。伝統野菜と呼ばれるような地域固有の文化と一体となった品種もあります。同じような作目でも呼び名の異なるものもあれば、とりたてて品種名のないものもあります。多様な在来種や地方種を守り伝えるためにも、記録を付けましょう。在来種として特に品種名のないものには、地域名や農場名、種を保存してきた方の名前などを冠して記録しておきましょう。写真記録も残したいところです。

在来種だけでなく、一般品種についても、自家採種をし続けると、その土地の気候風土や畑になじむものになり、同じ品種でも微妙に違いのみられるようになることがあります。地域名や農場名、名前を冠するのもそのためです。自家採種の行程についての「記録」を保持することを通して、多様な在来種や地方種を守り、また、地域や圃場に合った多様な品種を創り出していきましょう。

様式例を参考にして、種苗の品種名と履歴の記録をつけましょう

種苗の品種名とその履歴についての記録による根拠資料として役立つ書類の参考様式例をつくりました。ご活用ください。巻末 参考資料2「解説 種苗の品種名と履歴等の記録様式について」及び様式①～④ あるいは <https://okseed.jp/okseedmark/documents.html>

- ・ 様式①-a 種苗の品種名と履歴 記録票(品種毎)
- ・ 様式①-b 種苗と農産物の品種名と履歴 記録票(品種毎)
- ・ 様式② 圃場一覧
- ・ 様式③ 栽培地の所在地(圃場)と圃場番号の地図
- ・ 様式④(A3横)種苗の品種名と履歴 一覧表

2-4 食品「OKシードマーク」の食品表示に係る根拠資料とは

2-4-1 種苗を起点に、生産から流通、販売までを分別して管理

「食品」とひとくちに言っても、多種多様です。農産物(青果、コメ、豆類、イモ類等)、農産物を主体に簡単な加工をした農産加工品(漬物や梅干し等)、農産物を主体に食品製造工場で加工した加工食品(トマトケチャップ、みそ、しょうゆ、納豆、豆腐等)、他の原材料を加えて食品製造工場で加工した加工食品(ソース、パック入り野菜ジュース等)、調理済食品(惣菜等)など、さまざまな加工度のものがあります。

いずれの食品についても、「ゲノム編集でない」という表示をするには、種苗を起点として、生産－製造－流通－販売までの全行程において、「他の品種と混ざらないように管理されたことが確認できる書類」が根拠資料となり、それを保持することが必要です。

このような最終の食品自体から、流通経路をさかのぼって生産点まで追跡・遡及できること、すなわち「生産流通履歴情報の把握」を「トレーサビリティ」(追跡可能性)と呼んでいます。

このしくみは法制化されているものもあります。たとえば、「牛トレーサビリティ法」(略称、2003年制定))は、牛の耳に装着された耳標に記された10桁の個体識別番号により、牛肉になるまでの生産・流通履歴が把握できるようにした制度です。

米・米加工品についても、「米トレーサビリティ法」(略称、2009年制定)により、①取引等の記録の作成・保存、②産地情報の伝達などが義務付けられています。(注・米の「品種名」ではなく、「品名」とされており、ふつう取引につかう名称を記載する。それが品種名であることも多いが、品種名だけに限らない。)

同様のしくみは、「有機農産物」「有機農産物加工食品」「有機畜産物」などの「有機」(オーガニック)の生産行程管理を行った食品の表示や認証についての「有機JAS検査認証制度」も同じ考えによるものです。この制度では、たいてい作目とその品種名を記載する書類が使われています。そして、第三者機関による認証制度でもあるので、有機農産物等は、最終の個別食品に貼付された有機JASマークや一括表示をみれば、そこから生産者(団体含む)の段階まで追跡・遡及することができます。有機JASマークがあれば、「どこで」「誰が」「どのように」つくった農産物であるかを消費者は知ることができるしくみになっています。

また、「遺伝子組換え食品」の表示についても、「食品表示基準」の中に定められており、その中で、「遺伝子組換えでない」という表示については、「分別生産流通管理」(IPハンドリング)をしたものについて、任意で表示できるとされています(なお、2023年4月から、新制度に移行。現行基準では、「意図せざる(遺伝子組換えの)混入」を5%まで認めていましたが、この混入を「認めない」と変更予定)。ここでの「分別生産流通管理」とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で混ざらないように分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。(次ページ図は社団法人農水省水産先端技術産業振興センター)



このような、「分別生産流通管理」という考え方としくみ・制度の実施により、すでに多くの食品で最終的な食品自体から、流通経路を段階毎にさかのぼり、生産者や産地を知ることができるようになっていきます。ちなみに、このように食品自体を科学的に分析することで検証すること(科学的検証)がむずかしい場合に、このような一連の生産・流通过程を通して分別して管理し、その証明となる書類等を保持することによって最終食品の品質等を証明する方法が使われており、それは、「社会的検証」と呼ばれています。

したがって、OKシードマークを貼付した食品についても同様に、種苗を起点に、生産から流通、販売までを分別した管理を実施し、最終的な食品からさかのぼって、表示責任者(OKシードマーク登録者)が保持するその関連情報(根拠資料)にたどりつけるようにしておく必要があります。そして、すでに述べたように、既存の書類や伝票・証票、認証書類などをこのOKシードマークの根拠資料に活用することもできます。

2-4-2「遺伝子組換えではない」が前提

OKシードマークに記載されているのは、「ゲノム編集でない」という文言だけですが、OKマークプロジェクトの趣旨及び「OKシードマーク使用規程」に基づき、遺伝子組換え技術などすべての遺伝子操作技術も使っていない食品であることが原則として前提になっています。

遺伝子組換え食品の生産・流通実態をみると、現時点(2021年6月現在)で、先に記したように次に挙げる8種類の農産物(食用、飼料、油糧用、繊維用)が輸入されて日本国内に流通しています。したがって、そのことを踏まえた根拠資料が必要になります。

①大豆、②トウモロコシ、③ばれいしょ(ジャガイモ)、④セイヨウナタネ、⑤綿実(ワタ)、⑥アルファ

ルファ(飼料)、⑦てんサイ、⑧パパイヤ *大豆は、枝豆及び大豆もやしを含む。

なお、OKシードマークそれ自体に、「遺伝子組換えでない」という意味は表示されておりません。OKシードマークに記載のある「No! GMO」は、「遺伝子操作はいらない!」の意の意思表示であり、これをもってこのOKシードマークを貼付した食品は遺伝子組換えでない意味を有するものではありません。

「遺伝子組換え」に関する食品表示については、これは「ゲノム編集でない」という表示自体とは別個のものになります。遺伝子組換えに関する表示をしたい場合は別個の表示をしてください。(→遺伝子組換え食品の表示基準についての詳細は、消費者庁ウェブサイトをご覧ください。)

2-4-3 一般に食品への「OKシードマーク」を貼付する場合に必要な根拠資料は？

食品 生協、農協直売所、小売店などが、農産物や加工食品を仕入れて販売する場合、OKシードマークを表示する場合の根拠資料

基本的には、種苗(起点)→栽培→農産物出荷→製造・加工工場→卸売事業者→小売事業者→販売(終点)までの全行程において、「種苗」の「品種名」(商品名を含む)が「ゲノム編集技術を使っていない」品種であることを確認した上で、その品種のものがその後の一連の生産流通段階を通して他と混じらない分別管理を行ってきたことを証明する根拠となる資料(記録含む)が根拠資料として有効です。

これは、生産から流通に至る段階が複数になっても同様です。また、原材料が増えれば、それぞれについての同様の書類が必要になります。

そしてまた、すでに述べたように、既存の書類や伝票・証票、認証書類などをこのOKシードマークの根拠資料に活用することもできます。

起点となる「種苗」の品種名については、種苗法により販売時に表示しなければならない項目になっています。種苗会社には、品種名だけでなく、それがゲノム編集技術や遺伝子組換え技術を使っていないものである証明書を出してもらうよう、働きかけましょう。

信頼されるOKシードマークにしましょう

OKシードマークを、何よりも農民・市民消費者に広く信頼されるマークにしていきましょう。そのために、「ゲノム編集でない」ことの根拠となる資料をいつでも提示できるようにマーク表示責任者が保持することは大切なことです。言葉で書かれると煩雑に思えますが、實際上、農家がどの「品種」を使うか、自身で知らない農家はあります。ちょっとの一手間で、根拠資料となるはずで

地域の食と農の文化に根差す在来種などの伝統を伝える多様な品種も積極的に掘り起こし、守りつなげていきましょう。

参考資料

参考資料1 消費者庁の「ゲノム編集でない」という表示の考え方について

—『食品表示基準Q&A』から該当箇所を抜粋—

食品表示の場合、消費者庁の考え方をみると、「ゲノム編集技術応用食品ではない」という旨の表示をすることは、「適切になされる限り」において、「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資するものであると考えられる」ので可能であり、「禁止されていない」と述べています。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genome/

これは、消費者庁『食品表示基準Q&A』にある「ゲノム編集技術応用食品に関する事項」4ページ(ゲノム編集—4)「『ゲノム編集技術応用食品でない』旨を表示することはできますか。また、表示する場合に気を付けることはありますか」の前段の質問に対する回答として述べられています。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190919_0011.pdf#page=4

このことは、2020年12月25日に開かれたゲノム編集トマトに係る省庁による「ゲノム編集技術を用いた農林水産物シンポジウム」の席上及び配付資料でも、ゲノム編集技術応用食品について(それを使う食品提供者が)適切な情報提供をすることが望ましいとした上で、他方、「ゲノム編集技術応用食品でない」旨の表示をすることは可能であると、同様の内容が述べられています。

「表示する場合に気を付けること」の回答の概要

どのような場合が「適切」になるのか、「表示する場合に気を付けることはありますか」の回答の概要をみましょう(*該当箇所の抜粋全文は、次節)。

「現時点では食品自体から、ゲノム編集技術を利用したかどうかの確認を科学的に検証することはできない」ため、「ゲノム編集技術応用食品でない」旨の表示を「安易に行うことは望ましくない」。このため、表示をする者自らが、「食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供をすることが必要」であり、その一例として、次のような根拠資料を有しておくことが有用であろうと述べています。

「農産物について、種苗会社による種子に関する証明を起点として、生産段階から製造・販売まで、他の品種と混ざらないように管理されたことが確認できる書類」

そして、「個々のゲノム編集技術応用食品の態様や生産・流通実態などに即して、事業者が適切に判断することが必要」とも述べています。

したがって、OKシードマークの表示の際には、種子の品種名を明らかにすること(栄養繁殖作物についてはタネイモ等、以下略)、そしてその入手先・入手経路を記録しておくこと、さらにその種子は、「誰が」「どこで」「いつ」栽培した作物から採種したものかなど、その種子の保管、移動(流通)、販売等の行程において、他の品種と混ざらないように管理されたことが確認できる書類等を保持することなどになります。

該当箇所の抜粋

「食品表示基準Q&A ゲノム編集技術応用食品に関する事項」より(下線は引用者による。)

(ゲノム編集－4)「ゲノム編集技術応用食品でない」旨を表示することはできますか。 また、表示する場合に気を付けることはありますか。

1. ゲノム編集技術応用食品でない食品又はそれを原材料とする加工食品に「ゲノム編集技術応用食品でない」と表示することについては、それが適切になされる限りにおいて、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資するものであると考えられるため、特に禁止されるものではありません。
2. ただし、現時点では、ゲノム編集技術を利用したかどうかの確認を科学的に検証して行うことはできないため、表示に係る適切な管理体制を有しない食品関連事業者が「ゲノム編集技術応用食品でない」旨の表示を安易に行うことは望ましくないと考えます。このため、「ゲノム編集技術応用食品でない」旨を表示する場合にあっては、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要となります。
3. 「ゲノム編集技術応用食品でない」旨を表示するためには、例えば、以下のような根拠資料を有しておくことが有用と考えられます。① 農産物について、種苗会社による種子に関する証明を起点として、生産段階から製造・販売まで、他の品種と混ざらないように管理されたことが確認できる書類 ② 水産物について、稚魚に関する証明を起点として、稚魚の養殖段階から製造・販売まで、他の漁港や養殖場から出荷されたものと混ざらないように管理されたことが確認できる書類 ここに挙げたものはあくまで一例であって、適正な情報提供を担保するための具体的な根拠資料については、あくまで個々のゲノム編集技術応用食品の態様や生産・流通実態などに即して、事業者が適切に判断することが必要です。
4. なお、複数の原材料から組成される加工食品に「ゲノム編集技術応用食品でない」旨を表示しようとする場合は、上記3の考え方に従って、どの原材料がゲノム編集技術応用食品でないのかを明確にして表示するか、全ての原材料について、ゲノム編集技術応用食品でないことが合理的に説明することが必要です。

(ゲノム編集－5)遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品に、「遺伝子組換えでない」と表示することはできますか。

1. 「遺伝子組換えでない」旨の表示は、食品表示基準の規定に従って表示してください。
2. ただし、現時点においては、ゲノム編集技術と組換えDNA技術の違いについて消費者が必ずしも十分理解しているとは言い難いことから、食品表示基準の規定に従って「遺伝子組換えでない」旨の表示をする際には、併せて(ゲノム編集－3)の記載に従って、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品である旨の情報提供をすることが消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資するものと考えます。このような食品が厚生労働省に届出されて同省のウェブサイトで公表されたゲノム編集技術応用食品またはそれを原材料とする食品であることが明らかな場合には、(ゲノム編集－3)と同様に消費者へ積極的に情報提供するよう努めるべきと考えます。
3. 消費者庁としては、ゲノム編集技術と組換えDNA技術の違いや食品表示制度上の取扱いなどについて、消費者が正しく理解できるよう、関係省庁とも連携して情報発信に努めたいと考えています。

以上

参考資料2 種苗等の品種名と履歴等の記録様式について

「OKシードマーク」の貼付に当たって必要となる根拠資料の眼目は、農産物・加工食品の生産の起点となる「種苗」の「品種」(品種名、商品名、在来種の場合は地域等)が明らかであり、それが「ゲノム編集技術応用作物」ではないことです。

そして、そうした種苗を起点として、生産－製造－流通(販売)までの全行程において、「他の品種と混ざらないように管理」されたことが確認できる日付の入った書類等です。

この様式集では、主に有機農家など小規模生産者が種子(タネ)や苗(主に栄養繁殖の場合)を地域の朝市・マルシェなど直売所等で販売することや、そうした「ゲノム編集でない」種苗を使って農家など小規模生産者が自園で栽培した農産物を産直・提携の消費者にじかに販売したり、地域の朝市・マルシェなど直売所等で販売することを想定した「種苗の品種名と履歴等の記録」の様式を例示しています。

この様式は記入例含めてExcelのファイル形式で以下のページからダウンロードできます。

<https://okseed.jp/okseedmark/documents.html> ご自由にご活用ください。

(1)様式①-a 種苗の品種名と履歴(品種毎)についての記録票

様式①-aは、種苗や農産物に使った元になる種苗(元種／もとだね)について、作目(農産物の種類)毎に品種名を明らかにし、その元種の来歴(入手先、入手経路等)を明らかにする記録票です。

これには、下記の各項目を記載します。特に⑤種苗の来歴(入手先、入手経路等)を詳しく記入しておくことが重要です。在来種の場合は、地域名を記し、特徴なども記載しておくとういでしょう。

作業日の記録については、最低限、播種日と採種日は必要です。その他の作業については用紙の欄を追加して、詳細に記録することも可能です。

◎同時に重要なのは、その根拠を示す種苗の袋(現物又は写し(コピー、写真等))を保存しておくことです。裏面に貼り付けたり、袋にいれて別添資料として一緒に保存しておきます。

記載事項

①記録開始年月日、②作物名、③品種名、④品種登録の有無、⑤種苗の来歴(入手先、入手経路等)、特徴等、⑥栽培時、採種後の薬剤使用の有無、⑦備考(栽培時の隔離の方法など)。

記録事項

①作業日については、播種、移植、隔離の方法と実施、採種、乾燥、調整、保管などの主要な作業日を記録します。②作業者及び記録者、③採種した重量又は容量、④採種した圃場(できれば、次の様式②圃場一覧、様式③栽培地(圃場)の所在地と圃場番号の地図も加えます。)

(2)様式①-b (農場で収穫した)農産物の品種名と履歴(品種毎)についての記録票

前項(様式①-a)は、種苗にOKシードマークを貼付する場合の根拠資料ですが、自園(農場など)で収穫した「農産物」にOKシードマークを貼る場合は、種苗を起点とすることから、様式①-aの記載に加えて、「収穫」(必要に応じて、調整、保管場所などの記録)を記録しておきます。

(3)様式② 圃場一覧、様式③栽培地(圃場)の所在地と圃場番号の地図

元種をいつ、どこで栽培したかについて、圃場の所在地を記し、地図で示しておきます。圃場一覧は、たとえば一つの農園内で複数の区画や離れた場所に圃場がある場合に、当該種苗の栽培地を特定するための一覧表です。

圃場の地図は、既存の地図を利用して該当部分を特定するなど、第三者がわかるように記入しておきます。

農産物にマーク貼付する場合にも、様式②と様式③が使えます。

(4)様式④ 種苗の品種名と履歴についての一覧表(A3横)

農家は多数の作目と多様な品種を栽培しています。様式①により品種毎の履歴等が記載されたものを、一覧表にしておきます。

なお、これは、様式①と内容的には同じです。様式①だけ、あるいは、様式④だけでもけっこうです。様式④だけの場合、別途、栽培日誌やカレンダーなどでの記録が必要になります。

様式①-a 記入例 種苗・農産物の品種名と履歴 記録票(品種毎)

No.

農場名 **桜農園**

種苗・農産物の品種名と履歴 記録票(品種毎)

所在地 **〇〇〇**

OKシードマーク使用登録者名 **〇〇〇**

記録開始日	作物名	品種名	品種登録の有無 許諾の諾否	種子・苗の来歴(入手先、入手経路) 特徴	栽培時・採種後 薬剤使用	備考(隔離等)
2021年3月1日	トマト	マッツワイルド	登録なし	10年くらい前に、日本有機農業研究会種苗交換会で入手 野生種で、長期にわたり房取りできる 直径1・8cmのミニミニトマト	栽培・有機農業 採種後 薬剤無	圃場②のほとんどの周囲は、すべてトマト以外の作物
作業日	作業内容	作業者	記入者	採種・収穫量の重量、または容量	圃場	備考
3月15日	播種	桜 太郎	桜 太郎			
3月30日	圃場②に移植	以下同じ	以下同じ		圃場②	圃場②は南東側
6月下旬～8月末	収穫 (農産物として販売)			1000kg	圃場②	



OKシードプロジェクト根拠資料ハンドブック

発行:OKシードプロジェクト

2021年9月28日第1版発行

<https://okseed.jp/>